

## 沖縄県国民健康保険運営協議会運営要綱（案）

## （趣旨）

第1条 この要綱は、国民健康保険法施行条例施行規則（沖縄県規則第45号。以下「施行規則」という。）第2条第9項の規定に基づき、沖縄県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

## （開催通知）

第2条 会長は、協議会の会議を招集しようとするときは、あらかじめ開催の日時、場所及び付議する事項を委員に通知しなければならない。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された協議会の最初に開催される会議は、知事が招集する。

2 委員が招集に応ずることができないときは、あらかじめ協議会の庶務を行う沖縄県保健医療部国民健康保険課へその旨を届け出なければならない。

## （委員欠席の取扱）

第3条 委員が協議会の会議に出席できないときの代理出席はこれを認めない。ただし、会長が必要と認めたときは、この限りではない。

2 委員が協議会の会議に出席できないときは、あらかじめ通知のあった事案について文書をもって意見を述べることができる。

## （会議の公開）

第4条 協議会の会議は公開とする。

2 前項の規定に関わらず、次のいずれかに該当する場合は、会長は協議会の会議に諮り、当該会議を公開しないことができる。

(1) 協議会において、沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号）第7条各号に定める不開示事由に該当する情報に関し審議等を行う場合。

(2) 会議を公開することにより、協議会の公正かつ円滑な運営に支障が生じるおそれがあると認められる場合。

## （公開の手続）

第5条 前条の規定による公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行い、会場には一定の傍聴席を設けるものとする。

2 前項の場合における必要な手続等については、会長が別に定める。

3 運営協議会の会議の開催にあたっては、あらかじめ、県ホームページへの掲載等により周知を行うものとする。

## （議事録の作成）

第6条 会長は、協議会の議事について議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、会長が指名する委員が署名するものとする。

(議事録の公開)

第7条 協議会の会議の資料及び議事録は公開するものとする。ただし、非公開又は一部非公開とした会議の資料及び議事録については、この限りではない。

2 前項に規定による公開については、県ホームページへの掲載により行うものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年12月20日から施行する。

## 沖縄県国民健康保険運営協議会傍聴要領（案）

### 1 傍聴する場合の手続

- (1) 協議会の会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、傍聴受付名簿へ氏名、住所を記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行いますので、定員になり次第受付を終了します。

### 2 傍聴に当たって守るべき事項

会議を傍聴される方は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、談話をし、又は騒ぎ立てる等、会議の妨害となるような行為はしないこと。
- (2) 会議における言動に対して批評をし、又は拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。
- (3) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、その他示威のために利用すると認められるものを携帯又は着用しないこと。
- (4) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等行わないこと。ただし、会長が認めた場合は、この限りではない。
- (6) 会場において、携帯電話等の通信機器を使用しないこと。
- (7) その他、会議の秩序を乱し、会議の支障となる行為はしないこと。

### 3 会議の秩序の維持

- (1) 協議会を傍聴するに当たっては、係員の指示に従うこと。
- (2) 傍聴される方が、上記のことを守らないときは、注意し、なおこれに従わない場合は、退場していただく場合があること。
- (3) 協議会の会議中、会議の秩序が維持できなくなった場合や、緊急で公開になじまない事項を審議する必要がある場合は、会議を途中で非公開とする場合があること。